

議案第 6 1 号

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 10 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の施行に伴い、同法第 56 条第 1 項に規定する職員に対して、災害派遣手当を支給できるようにするため、この条例を制定しようとするものであります。

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

災害派遣手当等に関する条例(昭和39年羽曳野市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第1項に規定する職員」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員」を加え、「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法」を「並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害派遣手当等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」という。)に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項並びに災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」という。)に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを「災害派遣手当等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下省略</p>